

4. 1人1台端末の利活用に係る計画

1. 1人1台端末をはじめとするICT環境によって実現をめざす学びの姿

本町では令和5年3月に「広川町GIGAスクール推進方針」を策定し、ICT活用による「新しい教育」の姿について示している。

「新しい教育」の姿とは、これまでの教育実践とICT活用とを、教育目的及び実態や発達段階に応じて適切に組み合わせ、効果的・効率的に学校教育活動を展開し、学習指導要領が掲げる資質・能力を育成することである。

「新しい教育」の実現のためには、ICT活用の特性・強みを踏まえて、活用する場面や機能を工夫する必要がある。

〔ICT活用の適正・強み〕① 多用で大量の情報の取扱い、容易な試行錯誤

② 時間的制約を超えた情報の蓄積、過程の可視化

③ 空間的制約を超えた相互かつ瞬時の情報の共有（双方向性）

上記の様なICT活用の特性・強みを生かすことで、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実につなげ、情報活用能力等の従来はなかなか伸ばせなかった資質・能力の育成や、今までの学習方法では困難が見られた児童生徒の一部への効果の発揮、今までできなかった学習活動の実施が可能になると考える。

2. GIGA第1期の総括

本町では、令和2年度末までに各学校のネットワーク環境を整備するとともに、すべての児童生徒への1人1台端末の整備を完了した。令和3年度にはすべての普通教室へ電子黒板の配置を完了した。町内の1小学校をICT活用の推進校に指定し、定期的に町ICT研修会を開催し活用についての情報共有を行うなど、教員のICT活用についても研修を深めてきた。

児童生徒の日常の学校での学習における端末の活用や教職員の活用については一定の成果を挙げつつあるが、端末日常的な持ち帰りについては積極的に実施できていない部分があるので、GIGA第2期では段階的に端末の持ち帰りを実施し、児童生徒が端末を道具として日常的に、主体的に活用できるよう取り組んでいく。

3. 1人1台端末の利活用方策

「1人1台端末の積極的利用」

町で1名配置しているICT支援員と連携しながら、各学校で端末の効果的な利用をすすめていく。

「個別最適・協働的な学びの充実」

1に記した「ICT活用の適正・強み」を活かし、効果的に端末を活用しながら個別最適・協働的な学びの充実を目指していく。

「学びの保障」

毎日の授業や家庭学習などで端末を効果的に活用するとともに、不登校児童生徒や配慮を要する児童生徒に対し、リモートでの学習や連絡を行うなど端末活用を行っていく。